

省 令

○厚生労働省令第六十七号
民法等の一部を改正する法律（令和四年法律第百二号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。
令和四年十二月十六日
厚生労働大臣 加藤 勝信

民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令
（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第一条の十三 削除</p>	<p>第一条の十三 養育者は、委託児童又は法第三十一条第二項の規定により引き続き委託を継続されている者（以下この条において「委託児童等」という。）に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその委託児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）
第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条、第九條の二、第九條の四、第十條第三項、第十一條、第十四條の二、第十五條、第十九條第一号（調理室に係る部分に限る。）、第二十六條第二号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二條第一号（調理室に係る部分に限る。）、第三十條第一項において準用する場合を含む。）、及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、（第三十條第一項において準用する場合を含む。）、第三十五條、第四十一條第一号（調理室に係る部分に限る。）、（第七十九條第二項において準用する場合を含む。）、第四十八條第一号（調理室に係る部分に限る。）、第五十七條第一号（給食施設に係る部分に限る。）、第六十二條第一号（調理室に係る部分に限る。）、及び第六号（調理室に係る部分に限る。）、第六十八條第一号（調理室に係る部分に限る。）並びに第七十二條第一号（調理室に係る部分に限る。）の規定による基準</p> <p>四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第九条の三 削除</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条から第九條の四まで、第十條第三項、第十一條、第十四條の二、第十五條、第十九條第一号（調理室に係る部分に限る。）、第二十六條第二号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二條第一号（調理室に係る部分に限る。）、第三十條第一項において準用する場合を含む。）、及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、（第三十條第一項において準用する場合を含む。）、第三十二條の二（第三十條第一項において準用する場合を含む。）、第三十五條、第四十一條第一号（調理室に係る部分に限る。）、（第七十九條第二項において準用する場合を含む。）、第四十八條第一号（調理室に係る部分に限る。）、第五十七條第一号（給食施設に係る部分に限る。）、第六十二條第一号（調理室に係る部分に限る。）、及び第六号（調理室に係る部分に限る。）、第六十八條第一号（調理室に係る部分に限る。）並びに第七十二條第一号（調理室に係る部分に限る。）の規定による基準</p> <p>四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</p> <p>第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>